日 調 連 発 第 ２ ０ 号
平成２８年４月１８日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第 10 条第 2 項の規定による所有権の保存の登記の申請に係る申請情報及び添付情報の様式について（参考送付）

標記について、法務省民事局民事第二課から、別添のとおり情報提供がありましたので、参考までに送付します。

別添

機密性２　完全性２　可用性２

法務省民二第３０２号
平成２８年３月３１日

法　務　局　長　殿
地方法務局長　殿

法務省民事局民事第二課長
（　公　印　省　略　）

電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第１０条第２項の規定による所有権の保存の登記の申請に係る申請情報及び添付情報の様式について（依命通知）

標記について，別紙甲号のとおり経済産業省資源エネルギー庁長官から民事局長宛て照会があり，別紙乙号のとおり回答がされましたので，貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

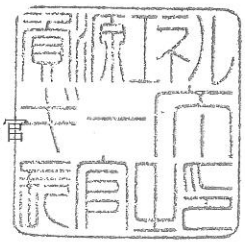
別紙甲号

経　済　産　業　省

20160328資庁第２号
平成２８年３月２８日

法務省民事局長　殿

経済産業省資源エネルギー庁長官



電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第１０条第２項の規定による所有権の保存の登記の申請に係る申請情報及び添付情報の様式について（照会）

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成２７年法律第４７号）附則第１０条第２項（同条第３項において準用する場合を含む。）の規定による所有権の保存の登記の申請に係る申請情報及び添付情報の様式について、別添の様式によることとして差し支えないか照会します。差し支えなければ、その旨貴下法務局及び地方法務局に対し周知方お取り計らい願います。



（別添）

登　記　申　請　書

登記の目的　　所有権保存

所　有　者　　〇〇市〇〇町一丁目〇番〇号
〇〇発電株式会社
（会社法人等番号　〇〇〇〇－〇〇－〇〇〇〇〇〇）
代表取締役　資源太郎

添付情報
会社法人等番号　　代理権限証明情報　　分割証明情報（注１）
所有権譲渡証明書（〇〇〇〇－〇〇－〇〇〇〇〇〇）（注２）
住所証明情報（注３）　　非課税証明書

□登記識別情報の通知を希望しません。（注４）

平成　　年　　月　　日
電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第１０条第２項申請（注５）
〇〇 法 務 局　〇〇支局（出張所）

代　理　人　　〇〇市〇〇町二丁目１３番地
乙　　野　　次　　郎　印
連絡先の電話番号００－０００００－０００００

登録免許税　非課税（電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第１１条）

不動産の表示
不動産番号　　１２３４５６７８９０１２３
所　　在　　〇〇市〇〇町一丁目〇番地
家 屋 番 号　　〇番
種　　類　　事務所
構　　造　　木造かわらぶき２階建
床　面　積　　１階　　１００・００平方メートル
２階　　５０・００平方メートル

（注１）分割証明情報の様式は、別添１のとおりである（電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第１０条第１項に規定する分割証明情報に係る申請手続に関する省令（平成２８年経済産業省令第２０号）様式第二）。

（注２）所有権譲渡証明書の様式は、別添２のとおりである。

①表題部所有者である法人の代表者の印鑑に関する証明書及び②表題部所有者である法人の代表者の資格を証する情報又は会社法人等番号の提供を要する。会社法人等番号を提供する場合には、添付情報の「所有権譲渡証明書」に続けて、会社法人等番号を記録する。

（注３）登記名義人となる者の会社法人等番号を提供した場合は、その者の住所を証する登記官が作成した情報を提供することを要しない（電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成２８年政令第４９号）第１条第２項、電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する政令第１条第２項において準用する不動産登記令第９条の情報を定める省令（平成２８年法務省令第６号））が、この場合でも、添付情報の表示は、「住所証明情報」と記録する。

（注４）登記識別情報の提供を希望しない場合は、□にチェックする。

（注５）送電事業者の分割による場合は、「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第１０条第３項において準用する同条第２項申請」と記録する。

（別添１）

番　　号
年　　月　　日

殿

経済産業大臣　　名

分割証明情報の提供について

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成２７年法律第４７号。以下「法」という。）附則第１０条第１項（同条第３項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づく平成　　年　　月　　日付け　　の申請内容に係る会社分割については、当該分割により一般送配電事業若しくは送電事業を承継した法人又は当該分割をした法人であって当該分割の後も引き続き一般送配電事業若しくは送電事業を営むものが、当該分割の後に小売電気事業及び発電事業（小売電気事業の用に供するための電気を発電するものに限る。）のいずれも営まない場合であると認められたので、法附則第１０条第１項の規定に基づき、次のとおり、会社分割が行われたことを証明する。

記

・分割年月日
　　年　　月　　日

・法附則第１０条第１項の兼業者
　住　所
　名　称

・法附則第１０条第１項の承継法人
　住　所
　名　称

（別添２）

所　有　権　譲　渡　証　明　書

当社は別紙の土地及び建物の所有権を（譲受人の本店住所・商号）に平成　　年　　月　　日の会社分割により直接譲渡したことを証明します。

平成　　年　　月　　日

（譲渡人の本店住所）
（譲渡人の商号）
（譲渡人の代表者氏名）　　印

（別紙１）

土地の表示

１　所　　在
　　地　　番
　　地　　目
　　地　　積

２　所　　在
　　地　　番
　　地　　目
　　地　　積

３　所　　在
　　地　　番
　　地　　目
　　地　　積

４　所　　在
　　地　　番
　　地　　目
　　地　　積

５　所　　在
　　地　　番
　　地　　目
　　地　　積

（別紙２）

建物の表示

１　所　　在
　　家屋番号
　　種　　類
　　構　　造
　　床 面 積
　　附属建物の表示
　　符号１　種　　類
　　　　構　　造
　　　　床 面 積
　　符号２　種　　類
　　　　構　　造
　　　　床 面 積

２　所　　在
　　家屋番号
　　種　　類
　　構　　造
　　床 面 積

３　所　　在
　　家屋番号
　　種　　類
　　構　　造
　　床 面 積

４　所　　在
　　家屋番号
　　種　　類
　　構　　造
　　床 面 積

別紙乙号

機密性２　完全性２　可用性２

法務省民二第３０１号
平成２８年３月３１日

経済産業省資源エネルギー庁長官　殿

法務省民事局長

電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第１０条第２項の規定による所有権の保存の登記の申請に係る申請情報及び添付情報の様式について（回答）

本月２８日付け20160328資庁第２号をもって照会のありました標記の件については，貴見のとおり取り扱われて差し支えありません。

なお，この旨を法務局長及び地方法務局長に通知しましたので，申し添えます。